

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
天王寺高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p>					<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。                      今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	<p>【地方自治法施行令】                      (概算払)                      第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。                      一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】                      (概算払の精算)                      第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	
	A	兵庫県神戸市	令和3年6月16日から同月17日まで	10,860円	令和3年9月1日		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年5月24日）